

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の
修正を求めるアピール

全 国 知 事 会

現在、国・都道府県・独立行政法人が実施している雇用・職業能力開発施策を、より効率的かつ効果的に推進するためには、福祉、産業、教育等との連携が可能な都道府県への権限移譲を積極的に進めるべきである。

しかし、国会で審議中の「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案」においては、職業能力開発促進センターの移管を希望する都道府県に対して、機構職員の引受割合に応じた2年度間の運営費補助等が明記されたのみであるが、移管される事務に見合う恒久的な財源措置がなければ運営が困難である。また、資産の譲渡については「センターの機能を維持することができると厚生労働大臣が認める時」との条件が付されており、地域の実情に応じた職業訓練の実施が制限されることが懸念される。

この条件は、地方と十分協議されておらず、また平成20年12月24日に閣議決定された「都道府県等の受け入れやすい条件」に程遠いものであると言わざるを得ない。

また、国の出先機関の地方移管に際し、今回の法案が「悪しき先例」となることを強く危惧する。

については、センターの移管が円滑に進むよう、人件費を含む運営費全額の財源移譲など新たな地方負担が生じない確実な財政措置を講ずることや、職業訓練の内容を地域の実情に応じて地方が独自に設定できるようにするよう、参議院において、法案を修正することを求める。